日本産業ストレス学会　研究助成　実施要綱

制定　2026 年 8 月 23 日

（目的）

第１条　この要綱は日本産業ストレス学会（以下、本学会という）の会員の研究推進を目的とした研究助成の実施について必要な事項について定めるものである。

（助成対象となる研究課題）

第２条　本学会の研究助成の対象は以下のいずれかに該当する研究課題とする。

（１）最新の産業ストレスの課題を反映した研究。

（２）産業ストレスの研究および実践への貢献が期待される研究（基礎的研究や萌芽的研究も含む）。

（応募資格）

第３条　本学会の研究助成に応募することができる者は、原則として以下の要件をすべて満たした者とする。

（１）申請者（研究代表者）が本学会会員であり、申請時点で１年以上の会員歴を有すること。

（２）申請課題について、申請時に重複申請に制限のある他の研究助成を受けていないこと。

（３）申請者（研究代表者）または申請課題の共同研究者が、第一著者として受理済みの査読付き原著論文の業績を１編以上有すること。

（４）第一著者として受理済みの査読付き原著論文の業績を１編以上有する者を研究責任者とすること。なお、申請者（研究代表者）が要件を満たす場合は申請者と研究責任者を兼ねることができる。

（５）研究開始前に申請者の所属機関等から倫理審査を受ける準備があること。

（研究助成期間）

第４条　研究助成期間は助成開始から２年間とする。

（研究助成件数）

第５条　研究助成の対象は研究助成の応募があった中から年間２件を上限とする。

（研究助成金額）

第６条　研究助成金額は１件につき 50 万円を限度とする。

（研究助成応募方法）

第７条　助成を希望する者は、所定の研究助成申請書（様式１）に必要事項を記載し、本学会研究推進委員会（以下、研究推進委員会という）が指定する方法で提出すること。申請書の提出期間については毎年本学会が公表する。

（選考および助成の決定）

第８条　応募のあった研究助成については、研究推進委員会にて研究助成選考審査を実施する。

２．研究推進委員会は研究助成の審査結果を常任理事会に報告し、研究助成は常任理事会の承認を経て決定する。

３．研究助成の採択の可否は当該年度における研究助成期間が開始するまでに申請者に通知するとともに、研究助成に採択された者（以下、採択者という）は本学会ホームページにおいて発表する。

（助成採択者の報告義務）

第９条　採択者は、以下のことについて行わなければならない。

（１）採択者は、研究助成期間終了後、１か月以内に研究成果概要報告書（様式２）を作成し、研究推進委員会が指定する方法で提出しなければならない。

（２）採択者は、領収証等を添付した会計報告書（様式３）を作成し、研究助成期間終了後１か月以内に研究推進委員会が指定する方法で提出しなければならない。

（研究計画の変更・中止）

第 10 条　採択者は、以下に該当する場合は、研究計画変更・中止届（様式４）を速やかに研究推進委員会に提出し、承認を得なければならない。

（１）合理的な事由により調査研究計画の一部を変更する必要が生じたとき。

（２）疾病その他やむを得ない事情により調査研究の実施又は継続が困難となったとき。

（助成期間の延長）

第 11 条　採択者は、以下に該当する場合は、研究期間延長申請書（様式５）を研究推進委員会に提出することで、研究推進委員会が内容を審査した上で、最長 1 年間の延期が認められることがある。

（１）研究助成を受けた研究代表者が、留学、病気療養、産前・産後休業、育児休業等で研究期間を延長する必要が生じたとき。

（研究助成金の執行）

第 12 条　研究助成金は、以下に定めることに留意して執行しなければならない。

（１）研究助成金の使途は、研究活動に必要な旅費・交通費、謝金、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、図書費などとし、すべて領収書を必要とする。

（２）研究助成金は、人件費、所属機関で常備すべき物品、当該申請課題の研究遂行以外での利用や転用を目的とした物品、当該申請課題の研究遂行に関連しない物品若しくは経費、その他研究委員会が当該申請課題の研究遂行に必須ではないと判断したものについては、使用できないものとする。

（３）研究助成金の執行は原則助成期間内に行うこと。

（４）研究期間終了後、研究助成金に余剰金が生じた場合には、速やかに返還すること。

（助成の取消又は変更）

第 13 条　採択された研究助成については、常任理事会は、次の場合には助成の全部若しくは一部を取り消し、又は一部の変更することができる。

（１）研究推進委員会が、第 9 条で定めた会計報告書で報告された経費が、第 12 条で定めた使途として不適当と判断したとき。

（２）研究推進委員会が、第 10 条で定めた研究計画変更・中止届に基づき、必要があると認めたとき。

（３）採択者が第 10 条の研究計画変更・中止届を届けずに研究を途中で中断、又は中止したとき。

（研究成果の発表・広報）

第 14 条　採択者は以下に定める方法で自らの研究成果を広報・発表すること。

（１）採択者は採択された研究成果について、研究助成期間中または研究助成期間終了の翌年の本学会の年次学会で学会発表をおこなうか、助成研究に関するシンポジウムに登壇すること。

（２）採択者は採択された研究成果について、研究助成期間終了後、1 年以内に本学会の機関誌『産業ストレス研究』に原著または資料論文として投稿すること。

（３）採択者が研究成果を本学会以外の学術雑誌に原著論文あるいは資料論文として投稿する場合は、研究助成期間終了後、1 年以内に投稿し、投稿した時点で研究推進委員会に報告すること。なお、本学会以外の学術雑誌に掲載された場合は、前項（２）は不要とする。

（４）前項（３）により投稿した原稿が不採択になり、原著論文あるいは資料論文として掲載されない場合は、前項（２）の規定に基づき、不採択となった日から 1 年以内に、本学会の機関誌『産業ストレス研究』に原著または資料論文として投稿すること。

（５）本助成金によって実施された課題を学会発表や学術論文等に公表する場合は、本学

会による助成を受けたことを記載すること。

（助成金の返還請求）

第 15 条　研究推進委員会は、次の場合には採択者に対し返還すべき助成金の額および返還期限を定めてその返還を請求することができるものとする。採択者は、請求を受けたときは、指定期限までに助成金の返還を行わなければならない。

（1）第 13 条の規定により助成金に差額が生ずる変更、又は助成の全部若しくは一部の取消をしたとき

（2）第 14 条の規定により研究成果の発表・広報が行われなかったとき

（3）助成期間中に本学会を退会したとき

（報告および調査）

第 16 条　研究推進委員会は、研究助成金の適正な執行及び研究の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、採択者に対し、研究の進捗状況、助成金の使用および経理の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、または必要な調査若しくは指導を行うことができる。

（書類の保存）

第 17 条　本研究助成に係る申請書、研究成果概要報告書、会計報告書については、本学会事務局において 5 年間保存する。

（その他）

第 18 条　この要綱に定めるもののほかの事項については、本学会理事長が別途定める。

２．この要綱の制定、施行、改定または廃止にあたっては、常任理事会の承認を得るものとする。ただし、要綱の軽微な変更（体裁の修正、誤字の訂正等の形式面の変更を含む）についてはこの限りでない。

附則

この要綱は 2026 年 8 月 23 日から施行し、2027 年度の研究助成から適用する。